

（仮称）新潟関川風力発電事業 計画段階環境配慮書
に対する山形県知事意見

1 全般的事項

(1) 総論

法令等による規制区域については関係機関と十分調整すること。

また、選定されている項目について、事業実施に伴う環境影響の重大性の程度を整理し、適切な手法により調査、予測及び評価すること。

2 個別事項

(1) 動物、植物及び生態系について

- ① 山形県側と新潟県側で一体として存在する森林の中に、鳥類やコウモリ類などの希少動物の重要種がいることから、一帯を面的なものとしてとらえ、方法書以降では具体的な数量目標を設置するなど、的確な調査計画を策定すること。
- ② 農作物被害の要因とされる鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ、ニホンザルなど）について、可能な限り事業の影響による移動等を調査、予測し、結果を公表すること。